チア、在コソボ、在サンマリノ、在スウェーデン、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在セルビア、在チェコ、在デンマーク、在ドイツ、在ノルウェー、在バチカン、在フィンランド、在フランス、在ブルガリア、在ベルギー、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在ポルトガル、在マルタ、在モナコ、在モンテネグロ、在ラトビア、在リトアニア、在ルクセンブルク、在イスラエル、在ウガンダ、在エスワティニ、在カーボベルデ、在ガボン、在カメルーン、在ガンビア、在ギニア、在ギニアビサウ、在コートジボワール、在サントメ・プリンシペ、在セーシェル、在赤道ギニア、在セネガル、在チャド、在中央アフリカ、在トーゴ、在ナミビア、在ニジェール、在ブルキナファソ、在ベナン、在ボツワナ、在マリ、在南アフリカ共和国、在モーリタニア、在モザンビーク、在モロッコ及び在レソトの各日本国大使館、在スラバヤ、在デンパサール、在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島、在シドニー、在パース、在ブリスベン、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在レオン、在ミラノ、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在ハンブルク、在フランクフルト、在ミュンヘン、在ストラスブール及び在マルセイユの各日本国総領事館並びに東南アジア諸国連合、国際民間航空機関、在ウィーン国際機関、経済協力開発機構、国際連合教育科学文化機関、欧州連合及び北大西洋条約機構の各日本政府代表部に係る同表の規定　令和三年八月一日

二　この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一に規定する在外公館中在ザンビア日本国大使館に係る同表の規定　令和三年十一月一日

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十一号

国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十七条第一項、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第一条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の項中

第六十一条	家庭裁判所の付された少年のとき犯しより公訴を提た者

を

第六十一条	家庭裁判所の付された少年のとき犯しより公訴を提た者
第六十七条第四項	特定少年
第六十八条本文	特定少年のとた罪によりれた場合る同条

に改め、同表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中

審判に又は少た罪に起され	少年のとき犯した国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送による引渡しを受けた者
	特定少年（十八歳以上の少年をいう。次条において同じ。）
き犯し訴を提におけ	特定少年のとき犯した国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪により同条第五号の受入移送による引渡しを受けた場合における第六十一条

を

審判に又は少た罪に起され	少年のとき犯した国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪により同条第五号の受入移送による引渡しを受けた者

に改め、同表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中「第四十二条及び」の下に「第四十七条の三並びに」を加え、

第五十条第一三号	
第五十条第一四号	

を

第五十条第一三号	